

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>預託金は、預金とは異なり、資金化等に制限があり、その資金拘束性より控除資産とされているものと思われます。</p> <p>また、預託金のうち、顧客分別金信託金や顧客区分管理信託金等が控除資産の対象から除かれているのは、これらが、当該企業が破綻した場合等に顧客へ返還する原資となることから、自己資本規制比率の趣旨とも合致し、破綻時に実質的に流動性が確保されることを趣旨としているものと理解しています。</p> <p>本改正案での非清算店頭デリバティブ取引に係る、受入れた当初証拠金（預託金として計上されるもの）は、取引相手方の破綻時等の手当となる証拠金であり、当該企業が破綻した場合に、当該企業に実質的な流動性を供給せず、顧客分別金信託金等と性質を異にするものと思われます。</p> <p>当該企業の財務健全性を示す指標である自己資本規制比率の算出にあたっては、控除資産の対象外となる預託金は、当該企業の破綻時に一般債権者の資金的な手当となるものである必要があり、当該、非清算店頭デリバティブ取引に係る、預託金として計上された受入れた当初証拠金は、控除資産の対象とすべきと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>金商業者等は、金商法第 43 条の 2 第 2 項及び第 43 条の 2 の 2 等に基づき、顧客から預託を受けた金銭等について、信託会社等に信託することにより、分別して保管することが求められおり、これらの顧客分別金信託や顧客区分管理信託は、自己資本の控除資産から除外されています。</p> <p>これと同じように、金商業者等は、受け入れた証拠金についても、金商業等府令 123 条第 1 項 21 号の 6 二の規定に基づき、信託の設定又はこれに類する方法によって管理することが求められており、信託契約における受益者等の相違があるとしても、その性質や取扱いは顧客分別金信託や顧客区分管理信託と同じであると考えられます。</p> <p>従って、現案のとおり、受け入れた当初証拠金については、自己資本の控除資産から除外することが適当であると考えられます。</p>
2	<p>すでに昨年から関連規則が決定されていたのでありスケジュールは明確であったはずである。このような重要なものをパブコメ 5 日間で決定すべきではない。1 ヶ月確保すべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>